

在宅での生活に支障がないよう、手すりの取付けや段差解消のためのスロープ設置など小規模な住宅改修を行った場合に、かかった費用の保険給付分（9割・8割・7割のいずれか）を払い戻します。

1

どんな人が対象となるの？

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が対象となります。

2

いくら支給されるの？

要介護状態区分（要介護度）にかかわらず、**支給限度額は原則20万円**です。そのうち、住宅改修に要した費用の9割～7割（最大18万円～14万円）が、介護保険から支給されます。

ただし、1回の改修費用が20万円未満だった場合、次回改修時に残りの金額を再度申請することができます。

[負担割合が1割の場合]

18万円
工事確認後に三条市から支給

2万円
1割は自己負担

超過分
自己負担

介護保険住宅改修 支給限度額20万円

※例外として、転居した場合、改修工事後に要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。詳しくはお問合せください。

3

どんな改修工事が対象となるの？

① 手すりの取付け

廊下・便所・浴室・玄関等への設置 など

② 段差の解消

廊下・便所・浴室・玄関等の床段差や、玄関から道路までの通路等の段差の解消 など

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更

浴室：滑りにくい床材への変更

通路面：滑りにくい舗装材への変更 など

④ 引き戸等への扉の取替え

扉全体の取替え（開き戸を引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテン等への取替え）、ドアノブの変更、戸車の設置 など

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

⑥ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる工事





相談・検討

高齢介護課窓口やケアマネジャーに相談します



1

2 事前申請

工事着工前に住宅改修の申請をします。

【提出書類】

- ①支給申請書 ②見積書…内訳がわかるもの
- ③住宅改修の予定の状態が確認できる書類(図面、写真など)
…撮影年月日や段差の高さがわかるもの
- ④介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書
- ⑤改修する住宅の所有者が被保険者本人又は同居する家族でない場合は、所有者の承諾書



市役所

工事

市の確認を受けてから工事に着工します。工事完了後は、改修費用を一旦全額自己負担して工事業者に支払います

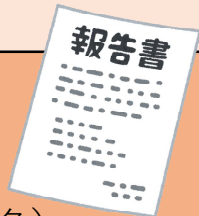
3

4 事後申請

工事完了後に支給の申請をします。

【提出書類】

- ①支給申請書 ②住宅改修に要した費用の領収書（被保険者名）
- ③工事費内訳書（工事を行った場所、内容等を明記し、材料費・施工費・諸経費等のほか介護保険住宅改修の対象外の工事が含まれる場合はそれらを適切に区分したもの。）
- ④完成前・後の状態が確認できる書類（完成前・後それぞれの撮影日の確認できる写真）



●必ず**工事着工前に**三条市に申請をお願いします。

事前申請を行わずに着工した場合は、**支給の対象になりません。**

●住宅改修を行う場合は、あらかじめ介護支援専門員（ケアマネジャー）又は三条市に相談してください。

●契約の際には、複数の住宅改修を行う事業者から見積りを取るよう努めてください。

●事前申請時から工事内容が変わる場合は(見積金額が大幅に変わる変更、事前申請時と同一の図面、写真内で工事前後の様子が確認できない変更など)御連絡ください。

●2人以上が、同じ家の中で同時に住宅改修工事を行う場合は、それぞれの上限額の範囲内で支給を受けられます。ただし、この場合はそれぞれの方に有意な範囲を特定し、工事内容が重複しないように申請します。

例 各自専用の居室の床材変更を行う場合 → 各自の居室について申請が可能です。

共用の居室の床材変更を行う場合 → いずれか一方のみが申請を行います。

【お問合せ】三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係 (TEL:0256-34-5476)